

児童厚生員・フレンドセンター指導員・放課後指導支援員(週30時間パートタイム)

この職種の募集及び勤務条件等は次のとおりです。

ア 募集人数	6 名 程度	
イ 申込要件	任用時点で、次のいずれかの資格又は要件を有する方 ①保育士 ②社会福祉士 ③教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する方 ④高校卒業者で、2年以上(累計労働時間が2,000時間以上)児童福祉事業(児童クラブ・保育所・児童館等)に職務として従事した方 ※資格取得証明書等の書類の添付が必要となります。	
ウ 選考日時	(ア)日 時	申込後に調整し後日連絡をいたします
	(イ)場 所	まちきた大通ビル7階
エ 勤務条件	(ア)雇用期間	任用決定後 から 令和3年3月31日 まで ※勤務成績により更新する場合があります。
	(イ)勤務時間	8時00分 から 18時00分 の間で 1日 4.5～7.0時間 (6.5時間以上勤務の場合は休憩1時間)(週30時間)
	(ウ)休日等	土曜日又は月曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)
	(エ)休暇等	年次有給休暇120時間以内(採用月により変動) 結婚休暇ほか
	(オ)勤務地	北見市内(各自治区含む)の児童館・フレンドセンター及び児童クラブ
オ 給与等	(ア)基本額	月額 132,929 円
	(イ)通勤手当	自宅から勤務場所までの距離が2キロメートル以上の場合に規定により支給
	(ウ)期末手当	最大で月額相当額の2.6月分を支給(6月期1.3月、12月期1.3月)
	(エ)その他手当	所定時間を超えて勤務を命ぜられた場合は、規定により別途時間外勤務手当を支給
	(オ)退職手当	なし
カ 社会保険	厚生年金、健康保険、雇用保険に加入 労災保険の適用外事業所で勤務する場合は、市条例により措置	
キ 業務内容等	児童館・フレンドセンター・児童クラブにおいて児童の遊びを指導する職務 ※主に乳幼児親子から中学3年生までの利用者に対し、遊び(体力増進活動・文化活動・自然体験・地域活動等)を通して児童の健全育成を図ることを目的としています。したがって、チームワークを以って幅広く企画、指導をしていく業務であり、この業務を継続していくためには、特に体力のほか、コミュニケーション能力等が必要となります。	